

# 尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、平成 25 年度事業報告)

平成 26 年 (2014) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

## 目 次

1	目的と沿革	1	
2	性格と機能	1	
3	組織・施設	1	
4	事業の概要	2	
〔付、平成 25 年度地域研究史料館事業報告〕			
1	史料の収集・整理・公開	5	
2	情報発信・データベース	8	
3	ボランティア	10	
4	地域研究史料館専門委員	11	
5	編集事業	12	
	－ 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』－		
6	講座・自主グループ等の催し	13	
7	市民団体・研究機関等との協働・連携	15	
〔資料編〕			
	尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例	20	
	同条例施行規則	21	
	公文書館法	23	
〔参考〕 公文書等の管理に関する法律〔抄〕			24
	新尼崎市史編集委員会委員名簿・地域研究史料館専門委員名簿	25	
	地域研究史料館平成 26 年度歳入・歳出予算、事業別明細	26	
	利用のご案内	28	
	閲覧票兼複写票・特別貸出票	29	
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	30	
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	31	
	新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図	33	
	地域研究史料館刊行物販売一覧	35	
	地域研究史料館へのアクセス	36	

## 1 目的と沿革

こもんじよ  
古文書や古記録、歴史的公文書、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの歴史資料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供していくため、昭和 50 年（1975）1 月 10 日、市史編修室を発展させる形で開館しました。

## 2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、もんじよかん地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど、尼崎及び歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。また、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史について比較しながら調べることができるよう、全国の地域史誌、歴史関係の紀要・雑誌なども収集・公開しています。

地域研究史料館では、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関するさまざまなテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、こういった市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

## 3 組織・施設

- (1) 組織 総務局所管 地域研究史料館
- (2) 人員 正規職員 2 名（館長、事務員）、再任用 1 名、嘱託 6 名
- (3) 施設 尼崎市昭和通 2-7-16、尼崎市総合文化センター 7 階に所在別に尼崎市大島 3 丁目に分室を設置

(単位：㎡)

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	118	1,089	1,207
史料整理室	49	0	49
閲覧室	50	0	50
事務室等	91	0	91
合計	308	1,089	1,397

## 4 事業の概要

### (1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

#### 地域研究史料館収蔵史料（平成26年3月末現在）

種 類	内 容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	2,067件 131,946点	1,518件 89,120点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	32,654点	(仮整理) 32,654点
(3) 公文書・資料 公文書 行政資料	歴史的公文書 印刷物等	18,223冊 未算出	(仮整理) 18,223冊
(4) 文献類	地域史誌、団体史、 刊本史料、目録等	56,437冊	37,695冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,533種 45,728冊	2,533種 45,728冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	2,989点	2,989点
(8) 絵はがき		2,986点	2,986点
(9) 写真・フィルム類 市広報課移管写真 スクラップブック ネガ・ポジフィルム マウントフィルム マイクロフィルム その他の写真・フィルム類		306冊 12,837点 12,200点 6,350本 872件	306冊 (仮整理) 12,837点 整理中 6,300本 (仮整理) 872件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200冊	整理中
(11) 音響・映像資料 その他		1,200点 未算出	343点 電子資料 95点

### (2) 編集事業

#### ア 新「尼崎市史」編集事業

(参考：資料編 p25「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p33「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度（1996）事業開始、尼崎市制 100 周年（平成 28 年度）完結予定。

(イ) 既刊『尼崎市史』（昭和 62 年度－1987－完結、全 13 巻・別冊 1）の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型の手法により、生活・文化史を中心にわかりやすく親しみやすい新市史の編集・刊行を行なう。

(ウ) 市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』刊行（平成 18 年度）後、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトに、歴史情報の Web 公開と刊行物発行からなる計画案を策定し、市制 100 周年に向けて実施中。

イ 尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度創刊、平成 26 年度は第 114 号を刊行予定。

(イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

(3) 講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

(ア) 平成 6 年 10 月に開講した、『尼崎市史』をテキストとする講座。現在のテキストは平成 19 年刊行の市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』。

(イ) 毎月第 1 木曜日の夜間に、市立中央図書館セミナー室を会場として例会を開催。ほかに『尼崎市史』第 1 巻分科会を開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

(ア) 平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。

(イ) 平成 8 年の発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

(4) 専門委員

(参考：資料編 p25「地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の専門家に委員を委嘱し、新「尼崎市史」編集事業をはじめとする史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

(5) ボランティア

ア 写真整理 月1回の定例作業（糊除去）及び随時個人作業

イ 古文書整理 月1回の定例作業

ウ マイクロフィルム保存作業 月2回の定例作業

エ 襖下張りはがし作業 臨時募集により年数回実施

オ その他の史料整理・データベース入力等の作業 随時個人作業

(6) Web サイト

ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>

史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等

- ・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
- ・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、及び尼崎関係論文索引のデータベース検索

イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>

ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook

<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>

エ Web版尼崎地域史事典“apedia”

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>

オ Web版図説尼崎の歴史

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>

〔付、平成25年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

平成25年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成25年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）及び、利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。

平成25年度は、平成24年度に引き続きWebサイトやSNSなどを活用した情報発信・利用促進に努めた結果、相談利用件数・人数が過去最高であった平成18年度前後の水準を維持することができました。

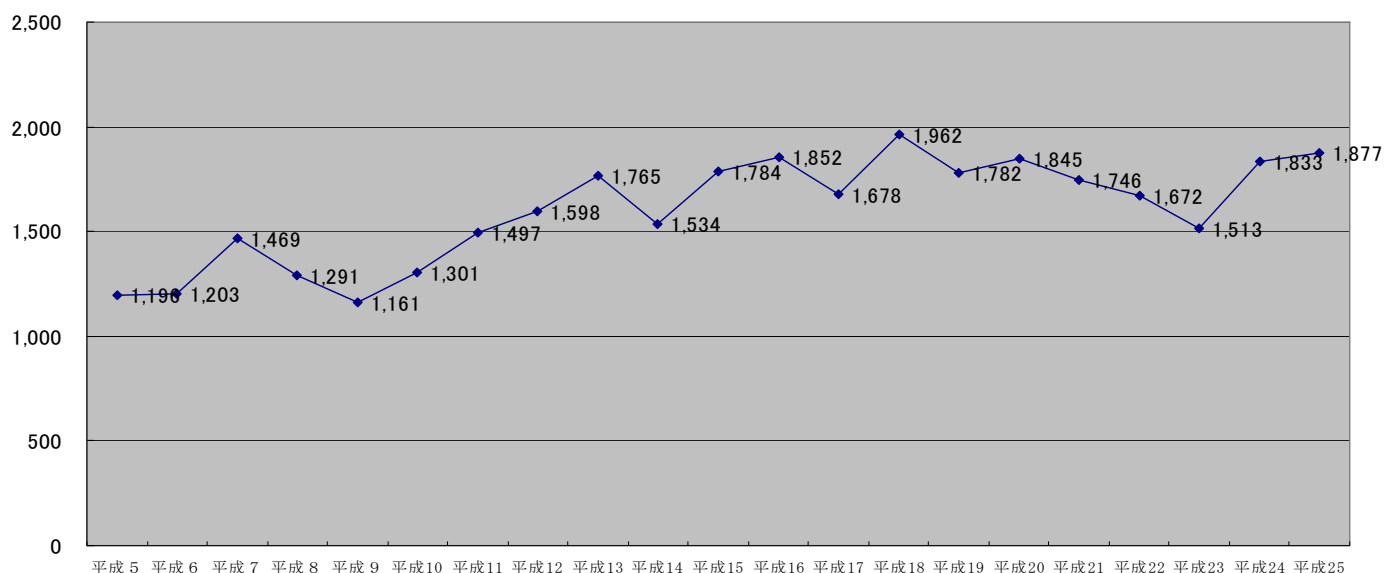
平成25年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
994件	410件	210件	1,614件
1,213人	431人	233人	1,877人

平成25年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

508件	15,777枚
------	---------

相談利用人数の変化



平成25年度末地域研究史料館収蔵史料（対前年度比較）

種 類		平成25年度末	平成24年度末	増加状況
古文書・近現代文書類	収蔵点数	131,946	128,511	3,435
	整理公開点数	89,120	87,428	1,692
	整理公開比率 (%)	68	68	—
歴史的公文書	収蔵点数	18,223	17,792	431
	整理公開点数	18,223	17,792	431
	整理公開比率 (%)	100	100	—
文献・紀要類	収蔵点数	102,165	101,797	368
	整理公開点数	83,423	83,055	368
	整理公開比率 (%)	82	82	—
その他の史料	収蔵点数	75,594	72,949	2,645
	整理公開点数	59,382	56,622	2,760
	整理公開比率 (%)	79	78	—
合 計	収蔵点数	327,928	321,049	6,879
	整理公開点数	250,148	244,897	5,251
	整理公開比率 (%)	76	76	—

〔古文書・近現代文書類〕

平成25年度、新たに91件959点の文書群を受け入れて整理・公開し、さらに、すでに受け入れ済みで未整理であった小西久喜氏文書など2,476点を新たに整理・公開しました。新規受け入れ分を含めて、未整理史料の整理・公開作業を進めるとともに、データベース化されていない旧市史編集資料目録収録文書群について、尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志によるボランティア協力を得てデータベース化作業を進めています。

これらの作業により、新たに作成した所蔵古文書・近現代文書類の文書群概要および文書目録のPDFデータを、当館公式Webサイトに順次公開しました。今後も引き続き、新規受け入れ文書群および過去に受け入れたデータ未作成の文書群について、概要・目録データを作成し、公開に努めていきたいと考えています。



ボランティア作業としては、上島彦兵衛家文書・同氏文書、森松満枝氏文書の再整理を行ない、さらに東武庫部落有文書の再整理を実施中です。前年度の常吉村文書整理で得た経験をもとに、東武庫部落有文書の作業から、それまで採取していた年代・差出・宛名などの項目に加えて、文書表題の採取もお願いすることにしました。これは、ボランティアのみなさんから常吉村文書整理作業の感想として、はじめて文書表題採取に取り組んだことでより深く古文書を理解できたという声があり、今後の再整理作業においても同様の作業をしていただくことにしたものです。

これにより、それまでの作業以上に深く史料の内容を読み解くことになり、館のスタッフへの内容に関する質問も増えてきました。ボランティア作業が、古文書への理解を深めることにつながっています。

なお、平成 26 年 3 月、史料館寄託文書である寺岡得夫氏文書（浜田）のうちの 1 巻（4 通）「細川高国奉行人奉書、三好範長（長慶）禁制、石田三成掟書、増田長盛折紙」が尼崎市指定文化財に指定されることが決定しました。

## 〔歴史的公文書〕

（参考：資料編 p30「歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p31「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」）

平成 25 年度は、例年の庁内年限廃棄公文書からの歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・収集に加えて、労働福祉会館・労働センターの廃止にともなう廃棄文書・資料の収集作業を行ない、さらに経済環境局環境保全課及び資産統括局公有財産課より資料の移管を受けました。平成 24 年度に着手した、本市が取り組む東北大震災被災地支援事業に関する文書・資料等についても、保存状況把握と収集作業を継続しました。

また本年度は、本市消防局及び水道局と史料館の間で所管文書の保存・活用に関する協議を行ない、さらに教育委員会事務局を通じて、平成 25 年度末に統合される市立小学校の文書・資料の保存措置、不要な文書・資料については史料館への移管を依頼しました。今後も引き続き、歴史的公文書・資料の収集・保存について、庁内各課との情報交換・意思疎通を図っていく予定です。

一方、整理・公開の面では、平成 24 年度に引き続き、史料館所蔵の永

年保存文書（全 6 群）の閲覧公開に向けて整理作業を行ないました。平成 25 年度中に第 1 群の整理を完了のうえ閲覧用目録を整備し、さらに第 2 ～ 5 群の整理・目録化を継続中です。また、行政資料（刊行物）の整理・目録化についても、徐々に作業を進めています。

史料館が所蔵する歴史的公文書の閲覧利用も、徐々に増えてきています。学生・大学院生などが、調査・研究目的で明治期から昭和戦前期の文書を閲覧するケースが多く、尼崎町・市議会及び合併村議会議事録の閲覧利用が目立ちます。議会議事録は、作成年代によって現用文書として本庁に保管されているものもあり、史料館ではなく本庁に情報公開請求して閲覧していただくよう案内する必要があります。

こういった歴史的公文書閲覧利用に迅速確実に対応するため、平成 25 年度、閲覧申請用の史料館所蔵歴史的公文書簿冊目録を整備し、さらに史料館所蔵分と本庁保管分を網羅した議会議事録簿冊目録を作成しました。さらに、議事録以外の本庁保管文書についても把握しレファレンス・サービスに活かしていくため、本庁書庫内永年文書のうち歴史的文書の所在調査・目録作成を行ないました。

尼崎市が保存している歴史的な行政情報の史料は、史料館所蔵の歴史的公文書、現用文書として本庁に保管されている文書、刊行物形態の各種行政資料や電子媒体など、多様な形で存在しています。これらの所在状況をできる限り把握し、尼崎地域の行政史分野について調べる利用者に対して総合的な情報提供ができるよう、今後も引き続き所在情報の把握と目録化、整理・公開に努めていきたいと考えています。

## 2 情報発信・データベース公開

### 〔史料館公式Webサイト・公式facebook・ブログの運用〕

平成 24 年度にページ構成・デザインの全面リニューアルを行なった史料館公式 Web サイト、ならびにいずれも平成 24 年度に開設した公式 facebook・公式ブログを引き続き運用し、情報発信に努めました。

史料館公式 Web サイトは、9 月に"ボランティア募集"のページをリニューアルし、平成 26 年 3 月には"レファレンス"のページに新たに"ツール"のページを追加しました。"ツール"のページには、他機関が公開する Web 上のデータベースなど、尼崎地域について調べるうえで便利なサイトへのリンクを掲載しています。

史料館公式 facebook 及び公式ブログ"アーカイブログ"は、SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、新着史料から日常の出来事などの情報を掲載し、休館日を除いて 1 日 1 件以上の記事掲載に努めています。facebook は平成 24 年 10 月に開設してから 15 か月目の平成 26 年 1 月 12 日、ようやく 200"いいね"に到達しました。各記事閲覧人数は平均して 100 人前後、多い記事では 200 ～ 300 人前後となっています。

#### 〔史料検索システム等〕

平成 19 年度に運用を開始した Web 上の館蔵史料検索システム及び、市民ボランティアのみなさんの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia" (アペディア) の運用を継続しました。

また、史料検索システムについては、絵はがき類のシステムへの追加を予定しており、その準備作業を実施しました。

#### 〔レファレンス協同データベース〕

「レファレンス協同データベース」は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を公開していくことを目的として、国立国会図書館が構築・運営している Web 上の公開データベースです。地域研究史料館は、史料館をどのように利用できるのかという利用情報を広く発信することを目的として、平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加しました。

平成 25 年度、史料館は従来に引き続き、平均して 2 週間に 1 件のペースでこのデータベースへのレファレンス事例登録を続けており、平成 26 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 54 件、調べ方マニュアル 3 件となっています。

#### 〔Ciniiへの『地域史研究』全バックナンバー目次データ登録〕

Cinii (サイニィ、URL:<http://ci.nii.ac.jp/>) というのは、国立情報学研究所 (NII) が管理・運営する論文情報ナビゲータです。公開データベース・サービスとして、学会刊行物や大学研究紀要、国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなどの学術論文情報、及び全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の情報を検索することができます。

平成 25 年 12 月、この Cinii に史料館紀要『地域史研究』全バックナンバーの目次データを登録しました。平成 19 年度以降の刊行号について

は、PDF データも合わせて登録しています。

これにより、従来以上に『地域史研究』の目次情報に対してアクセスしやすくなりました。全国の学術関係者の利用増が期待できます。

### 〔尼崎藩家臣団データベース"分限(ぶげん)〕

平成 25 年 8 月 1 日、史料館が設計・構築した尼崎藩家臣団データベース、通称"分限"を利用登録制の形でWeb上に公開しました。

史料館への相談利用のなかで、尼崎藩士の子孫の方による先祖調べのケースがしばしばあります。従来は、藩士名簿である分限帳・侍帳類が掲載されたさまざまな文献を閲覧して、ご先祖の名前を探していただく必要がありました。"分限"は、これらの史料を素早く簡単に検索することができるよう、データベース化したものです。古文書ボランティアのメンバーが翻刻・データ化した明治7年「尼崎藩家中家禄連名録」に加えて、『尼崎市史』史料編等の文献に翻刻されている分限帳類のデータを加え、計10件の出典に掲載された3,145件のデータを登録して"分限"の運用を開始しました。発案から入力作業を経て公開まで、5年以上の期間を要しています。

"分限"は学術データベースとしても有用ですが、あくまで藩士の子孫の方がみずから先祖調べをすることができる検索システムとして設計しています。利用者が容易に検索の手がかりを得ることができるよう、人名、家禄、役職・家格、出典からそれぞれ検索することができ、さらにキーワードによる横断検索も可能です。人名ごとの詳細画面には、史料に掲載された経歴をすべてテキスト化して掲載しました。出典を明記しているため、典拠史料を掲載する参考文献などを参照し、さらに調査を深める足がかりとしても活用していただきたいと思います。

"分限"は公開後も出典史料を追加し、平成25年度末段階で出典13件、データ登録4,050件となっています。今後もさらに、出典・登録データ件数を増やしていく予定です。

## 3 ボランティア

平成 25 年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料調査や聞き取り調査、史料整理およびデジタル化など各種の作業について、ボランティアのみなさんの協力を得ました。

このうち、史料整理・デジタル化作業の実績は次表のとおりです。

平成25度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	随時個人作業	104回	2人	延べ104人
	フィルム糊除去作業（月1回）	7回	6人	延べ21人
古文書整理	グループ作業（月1回）	11回	9人	延べ64人
マイクロフィルム保存	グループ作業（月2回）	17回	7人	延べ67人
襖下張りはがし作業	（5/18～20）（11/21・22）	5回	37人	延べ41人
その他の作業	随時個人作業	179回	14人	延べ179人
合計		323回	75人	延べ476人

平成25年度は新たに昭和12年の刊行物『尼崎今昔物語』のテキスト入力作業、史料館所蔵引札の撮影・デジタル化作業などを行ないました。前年度までは不定期で実施していた写真のフィルムの糊除去作業も、平成25年度の途中から月1回の定例作業として実施しています。平成24年度に開始した襖の下張り作業についても、年2回のペースで定期的に行うこととしました。

また、平成25年度、史料館公式Webサイトのボランティア募集ページをリニューアルしました。従来、来館されるボランティア希望者に示していた作業メニューをWeb上で閲覧できるよう改善したことで、それまでイメージしにくかった史料館でのボランティア作業を事前に把握したうえで、問い合わせただけできるようになりました。

その効果もあってか、サイトリニューアル以降、新規ボランティアの申し込みが増加傾向にあります。

#### 4 地域研究史料館専門委員

地域研究史料館では、史料館事業全般について、調査・研究していただき、また指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

平成 25 年度、委嘱した委員は次表のとおりです。

市澤委員及び岩城委員には、それぞれ担当の時代分野についての調査・研究や史料情報提供などを行なっていたいただき、また次項に取り上げる新「尼崎市史」編集事業の原稿作成及び調査などをご担当いただきました。

田中委員には、平成 24 年度に引き続き、主として新「尼崎市史」の市制 100 周年刊行物に掲載を予定している地理図版の作成をご担当いただきました。

## 5 編集事業 - 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』 -

### 〔新「尼崎市史」〕

(参考：資料編 p25「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p33「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

新「尼崎市史」編集事業は、尼崎市制 80 周年記念振興事業として平成 8 年度に開始し、市制 100 周年の平成 28 年度に完結予定の事業です。平成 18 年度に市制 90 周年記念刊行物として『図説尼崎の歴史』上下巻を刊行し、平成 23 年度には園田学園女子大学・同短期大学部との共同研究事業により構築した Web 版『図説尼崎の歴史』を公開しました。

平成 25 年度は「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトとする市制 100 周年記念刊行物（仮称）『たどる調べる 尼崎の歴史』の原稿作成作業を開始しました。平成 24 年度までに作成した目次編成内容にしたがって、計 31 人の外部執筆者に対して執筆依頼を行ない、加えて史料館及び市内関係部局による内部執筆原稿を分担して執筆を進めた結果、平成 26 年 3 月末の段階で全 550 ページのうち約 25%分の第 1 次原稿を作成することができました。

これにともない、地域研究史料館専門委員と史料館スタッフに加えて外部の専門家・協力者をまじえてのワーキング作業・研究会等を実施しました。会議・作業等実施実績は次のとおりです。

新「尼崎市史」編集委員会 1 回

地域研究史料館専門委員会会議 1 回

代表	いわきたくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	いちざわてつ 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	たなかたかひろ 田中貴宏	建築学	広島大学大学院工学研究院（准教授）

地域研究史料館専門委員とのワーキング作業 2回  
地域研究史料館館内ワーキング作業 2回  
新「尼崎市史」研究会 1回 参加者5人

平成26年度は残りの原稿を執筆・作成するとともに、提出原稿の編集作業を進めていく予定です。

#### 〔史料館紀要『地域史研究』〕

昭和46年(1971)10月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和51年度より尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、平成25年11月に第113号を発行しました。

『地域史研究』第113号 A5判193頁 600部発行 頒価850円

—目次—

グラビア「阪神国道杭瀬交通事故防止アーチ設置工事写真」

小特集 宝珠院文書から見る中世後期の尼崎 市沢哲 古野貢 天野忠幸

村井良介 伊藤啓介 大村拓生 小橋勇介

論文 軍事拠点としての近世兵庫城と尼崎の再検討 大国正美

兵庫津の歴史を調べてみよう 河野未央

史煙 歴史とイメージ—大阪製麻株式会社のケース— 辻川敦

史料紹介 『雲漢集』 田中敦

小川弘幸氏撮影写真アルバム 井上衛／小川弘幸

『摂津名所図会』尼崎関係場面(解説版) 地域研究史料館

誌上レファレンス 地域研究史料館

尼崎藩家臣団データベース「分限」の公開について 地域研究史料館

史料 尼崎地域地震津波被害の記録 地域研究史料館

## 6 講座・自主グループ等の催し

### 〔『尼崎市史』を読む会〕

例会・分科会 計23回開催 延べ332人参加

○月例会 平成25年度も引き続き、『図説尼崎の歴史』をテキストとする『尼崎市史』を読む会の月例会を、毎月第1木曜日の午後6時～7時30分、中央図書館セミナー室において開催しました。第210回から第221回まで12回開催し、参加者は延べ248人でした。

○第1巻分科会 尼崎の古代・中世史関係の文献・論文を読み、意見交

換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。毎月第 1 金曜日の午後 6 時から 7 時 30 分まで、史料館を会場として開催しており、平成 25 年度は 11 回開催、参加者は延べ 84 人でした。報告は参加者が輪番で担当し、現在は天野忠幸氏の著書『戦国期三好政権の研究』（清文堂、2010 年）をテキストとして地道な学習を進めています。

### 〔自主グループ - 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 グループ 月 2 回 計 65 回開催 延べ 538 人参加

この会は、史料館が収蔵する近世古文書をテキストとして、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営によって開催され、解読の成果は参加者有志がデジタル入力し史料館で保存しています。将来的に解読文のデータベースとして公開する構想のもと、史料館はテキストの選定、解読・内容調査等において助言・協力しています。

次の 3 クラスが、いずれも午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分、史料館会議室を会場として開催されています。どのクラスも定員に余裕があり、参加希望者を募っています。

#### ○第 2・第 4 日曜日開催クラス 23 回開催 参加人数延べ 166 人

テキストは、旗本柘植（つげ）氏知行所の穴太（あのを）村（現東園田町）篠部正幸氏文書のうち、領主や幕府に対する願書の控えを解読しました。このクラスはまだ古文書学習の経験が浅い受講者が多く、ベテランメンバーが講師役を務め、ゆっくりとしたペースで解読を進めています。

#### ○第 2・第 4 金曜日開催クラス 24 回開催 参加人数延べ 201 人

テキスト＝早稲田大学図書館所蔵服部文庫「山中新右衛門関係文書」

前年度と同じテキストを引き続き解読しました。戦国時代の悲運の英雄・山中鹿之助の子孫を称する旧鴻池村（現伊丹市域）・山中新右衛門と同族の大坂鴻池家一族の紛争を、尼崎藩が調停した際の折衝記録です。文久元年(1861)9月16日から同年10月1日まで、テキストページで約 90 ページ分を解読しました。

#### ○第 1・第 3 金曜日開催クラス 18 回開催 参加人数延べ 171 人

講師＝石井進さん

古田嘉章氏文書「時友村諸事留控帳」をテキストとして、前年度に引



き続き嘉永元年（1848）10月から同3年7月分までを解読しました。村人の家出届けや逃げ出した農業奉公人の給銀返還訴訟など、例年見られる村内のもめごとに加えて、凶作時の藩への米拝借願いや、伊勢に参宮する村人が松阪で頓死した事件なども記録されていました。

## 7 市民団体・研究機関等との協働・連携

従前に引き続いて、市民団体や行政機関等からの依頼に応じて、歴史に関する講座や見学会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。おもなものは、次のとおりです。

### 〔市民、地域団体等からの要請による出講〕

尼崎ボランティア・ガイドの会新規会員養成講座、あまがさき市民まちづくり研究会等共催「歴史の旅 in 尼崎 北から南へ」、阪神南地域ビジョン委員会あなたの街の魅力発見グループ「忍たま乱太郎で尼崎の地名をたどる」（市政出前講座）、小田会歴史探訪「確かめよう小田の歴史 常光寺・今福・杭瀬を歩く」、大庄まちづくり懇話会「ほんわか大庄のつどい 大庄歴史講演会」（市政出前講座）、大庄地区婦人連絡協議会「大庄地区の歴史」（市政出前講座）、園田会創立60周年記念講演会「園田の歴史 古代から現代まで」、塚口中学校研修部「塚口中学校区の歴史について」（市政出前講座）、尼崎電機（株）「近世・近代の尼崎」（市政出前講座）、大阪ガス（株）エネルギー・文化研究所都市魅力研究室「うめきた Talkin' About vol.8 地域の歴史を掘り起こす」

### 〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

市新任職員研修、市職員行政基礎知識・市政情報習得研修、市役所「尼崎市における自治のルールづくりに関する庁内ワーキングチーム会議」、平成25年度末尼崎市退職者懇親会、市河港・21世紀の森推進課「第1期尼崎チャンネルガイド養成講座」、市都市魅力創造発信課「あまらぶ体験隊第2弾竹谷夏合宿！の段」「同第3弾幻の尼崎港線と現存するナローゲージを訪ねて」、中央公民館中央市民大学（専門講座）「大正ロマンとその時代 阪神間モダニズムについて」、小田公民館あまがさきげんき講

座「尼崎人物伝」、立花公民館塚口南地域学習館「地域おでかけ事業（地域リクエスト講座）塚口界隈の歴史」、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会研修会、日本アーカイブズ学会 2013 年度第 2 回研究集会、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史遺産保全活用基礎論」講義、徳島県立文書館主催平成 25 年度公文書管理保存講座、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）古文書講座「関西一日スクーリング」

〔講座・展示・調査・出版等への企画立案・実施協力・史料提供〕

サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」企画・実施、あまがさき市民まちづくり研究会等共催「歴史の旅 in 尼崎 北から南へ」企画・実施、市公有財産課土地履歴調査への調査協力、市環境保全課作成「尼崎の公害の歴史」パネル原稿作成協力、市教育委員会歴博・文化財担当「尼崎 城と藩と城下町展」への史料・データ提供、日本建築学会建築歴史・意匠委員会による近現代建築資料所蔵全国調査（文化庁長官官房政策課・国立近現代建築資料館委託事業）への調査協力、東京海上日動リスクコンサルティング「災害教訓の抽出と継承に関する調査」（内閣府委託事業）への調査協力、国立国語研究所共同研究プロジェクト「方言の形成過程解明のための全国方言調査」への調査対象者紹介、NHK 総合テレビ「タイムスクープハンター シーズン 6」への昭和戦前期ダンスホール画像データ提供、各出版社が発行するセンター試験問題集への「大洲中学校報国隊尼崎隊職員日誌」画像提供、吹田市立博物館平成 25 年度秋季特別展「交通の 20 世紀－吹田操車場と名神高速－」への写真・動画提供、富山市郷土博物館特別展「戦国越中の覇者佐々成政」への展示写真画像提供

平成 25 年度は、全国規模の文書館・アーカイブズ分野の団体への出講が 2 件ありました。上記のうち全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会研修会と、日本アーカイブズ学会 2013 年度第 2 回研究集会への出講です。

第 39 回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（東京）大会

研修会 F「文書館専門職（アーキビスト）」

日時 平成 25 年 11 月 14 日 会場 学習院大学創立百周年記念会館

講師 辻川敦（尼崎市立地域研究史料館長）

日本アーカイブズ学会 2013 年度第 2 回研究集会

「地域の中の学校資料とアーカイブズ」

日時 平成 26 年 2 月 15 日 会場 キャンパスポート大阪ルーム D・E

発表 城戸八千代・三浦寿代（尼崎市立地域研究史料館）

「尼崎における学校資料とレファレンス」

前者は、専門職（アーキビスト）問題を重視する全史料協調査・研究委員会から、とくに文書館の現場管理者の立場から求められる専門性に関する講義を行なうことを依頼され出講したものです（全史料協会報 No.95 - 2014.3 - に講義概要掲載）。後者は、関西初の研究集会を企画した日本アーカイブズ学会から、学校との連携や学校資料活用の分野において実績がある地元の機関ということで、発表要請があったものです（会誌『アーカイブズ学研究』に発表原稿掲載予定）。

関連して、全史料協大会研修を受講した徳島県立文書館から関連内容の研修講義依頼があり、同県の平成 25 年度公文書管理講座に出講しました。またこれらの出講に先だって、国立公文書館からは機関誌『アーカイブズ』の特集企画への投稿依頼があり、次のとおり出稿しました。

国立公文書館編集・発行『アーカイブズ』第 51 号、平成 25 年 10 月

「特集 開かれたアーカイブズを目指して」

辻川敦・久保庭萌「市民とともに歩む尼崎市立地域研究史料館の取り組み」

いずれも、史料館の業務の専門性や市民利用の広がり、歴史的公文書・学校資料など多様な史料の活用実績が評価され、全国レベルの場への出講・出稿となったものです。

また、平成 26 年 1 月に実施された大学入試センター試験では、日本史 B の問題文参考画像として史料館所蔵の「大洲中学校報国隊尼崎隊職員日誌」の写真が掲載されました。これにともない、試験問題集を刊行する各出版社から、同画像の転載許可依頼がありました。

市民団体との連携の分野では、とくに次のふたつの講座の企画・実施に全面的に協力しました。

「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」

主催 神戸史学会、サロン・ド・サモン、尼崎市市民運動中央地区推進協議会

**第9回（尼崎歴史講座第6回）** 参加者 120 人

開催日 平成 26 年 2 月 16 日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 山上雅弘さん（兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部）

「尼崎城の城郭構造と建物」

正岡茂明さん・中川雄三さん

「地域資源としての尼崎城活用提案」

**第10回（尼崎歴史講座第7回）** 参加者 70 人

開催日 平成 26 年 3 月 16 日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 市沢哲さん（神戸大学大学院人文学研究科教授）

「宝珠院文書研究のあらまし」

大村拓生さん（関西大学非常勤講師）

「戦国期に奈良から尼崎を旅した僧侶たちの記録」

## 「歴史の旅in尼崎 北から南へ」

主催 同実行委員会

共催 尼崎市民まちづくり研究会、あまがさき市民まちづくりネットワーク、サロン・ド・サモン、園田学園女子大学

### 次の一步のためのプチ・フォーラム"REKITABI goes on"

実施日 平成 25 年 6 月 23 日／会場 園田学園女子大学／参加者 20 人

企画の概要・実績・予定／高校生ボランティアスタッフの感想発表／参加者によるフリートーク

### 第1回 塚口周辺・古墳と寺内町の旅

実施日 平成 25 年 11 月 10 日／参加者 50 人

コース JR 塚口～岡院の石棺～御園古墳～塚口総合センター（解説講座）～塚口本町（塚口御坊跡）～阪急塚口（解散）

解説講座

大江篤さん（園田学園女子大学教授）

「塚口本町と寺内町の名残り」

正岡茂明さん（あまがさき市民まちづくり研究会）

「塚口（猪名野）古墳群と塚口」

### 第2回 近松と有馬街道の旅

実施日 平成 25 年 11 月 24 日／参加者 46 人

コース JR 塚口～広濟寺（解説講座）～有馬街道間道～JR 尼崎（解散）

解説講座

正岡茂明さん（あまがさき市民まちづくり研究会）

「有馬街道など尼崎に残る古道」

石伏叡齋さん（広済寺住職）

「広済寺と近松門左衛門について」

### 第3回 中国街道・尼崎城下町の旅

実施日 平成25年12月15日／参加者50人

コース JR 尼崎～中国街道～城内・尼崎城跡～市立文化財収蔵庫（解説講座）～築地・初島大神宮～阪神尼崎（解散）

解説講座

室谷公一（尼崎市教育委員会学芸員）

「近世尼崎城と城下町」

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45 ・ 一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録<sup>もんじよ</sup>の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録<sup>もんじよ</sup>等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録<sup>もんじよ</sup>の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略)



公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

新尼崎市史編集委員会委員名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）

委員長	副市長	岩田 <sup>つよし</sup> 強
委員	地域研究史料館専門委員代表	<sup>いわきたくじ</sup> 岩城卓二
委員	同 副代表	<sup>いちざわてつ</sup> 市澤 哲
委員	教育長	徳田 耕造
委員	総務局長	吹野 順次

地域研究史料館専門委員名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）

代表	<sup>いわきたくじ</sup> 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	<sup>いちざわてつ</sup> 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	<sup>たなかたかひろ</sup> 田中貴宏	建築学	広島大学大学院工学研究院（准教授）

資料編

地域研究史料館 平成26年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)地域研究史料館費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
委員報酬	報酬	1,224	1,224	専門委員報酬@34,000×3人×12月
	合計額	1,224	1,224	
新市史編集事業費	報償費	3,600	0	新市史原稿料@3,600×1,000枚=3,600,000円
	備品購入費	500	0	編集作業用ソフト
	合計額	4,100	0	
史料館紀要発行事業費	報償費	160	160	『地域史研究』原稿料 論文等@2,000×60枚=120,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円
	需用費(印刷製本費)	192	366	『地域史研究』印刷製本(特財184)
	役務費(郵)	0	20	
	合計額	352	546	
史料館管理事業費(枠配分)	需用費(光熱水費)	935	881	電気428 ガス329 水道121 下水道57
	委託料	314	307	分室機械警備 消防設備保守
	小計	1,249	1,188	
史料館管理事業費	使用料賃借料	8,392	8,159	総文施設使用料 699,315円×12月=8,391,780円
	負担金補助及び交付金	1,167	1,111	総文維持管理経費負担分 97,172円×12月=1,166,064円
	小計	9,559	9,270	
史料館管理	合計額	10,808	10,458	0
史料等整備事業費	需用費	278	278	
	(消耗品費)	155	155	史料購入
	(印刷製本費)	123	123	史料製本、写真複写等
	備品購入費	224	224	史料購入
	合計額	502	502	
地方史研究協議会等負担金	負担金、補助及び交付金	45	45	全史料協会費35,000円、同近畿部会会費10,000円
	合計額	45	45	
その他諸経費(枠配分)	旅費	20	20	旅費
	需用費	319	315	
	(消耗品費)	314	314	史料整理用品等(特財191)
	(修繕料)	3	1	機械器具等修繕
	(ガソリン)	2	0	原付ガソリン代
	役務費(通)	77	74	電話料金
	使用料賃借料	191	198	コピー機賃借料 ビジネスホンE装置
小計	607	607		
その他諸経費	報償費	100	100	編集委員会出席謝礼 10,000円×2人=20,000円 調査員原稿料 1,000円×80枚=80,000円
	役務費	141	162	
	(通信運搬費)	141	160	サーバー回線経費11,749円×12月(特財15)
	(手数料)	0	2	
	使用料賃借料	362	352	リーダープリンター賃借料 31,132円×12月=361,584円
小計	603	614		
その他諸経費	合計額	1,210	1,221	
合計		18,241	13,996	一般財源17,851、特財390

## 資料編

## 地域研究史料館 平成26年度歳入・歳出予算、事業別明細(つづき)

## 歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)一般管理費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
臨時職員賃金	賃金	1,827	1,827	史料館事業補助 179日 1,368 公文書整理補助 60日 459

## 歳入(70)諸収入(20)実費弁償金 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務費実 費弁償金	(10)市史等頒 布実費弁償金	184	337	『地域史研究』@850×217=184,450円
	(31)諸用紙印 刷実費弁償金	191	175	白黒コピー@10×15,500枚 カラーコピー@30×1,200枚

## 歳入(70)諸収入(30)雑入 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(20)雑入	(03)広告事業 収入	15	15	ホームページバナー広告収入 (3,150円+2,100円)×3月=15,750円

## 資料編

### 利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

### 史料の閲覧

開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。

その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。

コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。

**モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円**です。

\* コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。

\* 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。

マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。**プリンターコピー料金は 1 枚 10 円**です。

撮 影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。

\* 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

### 史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

### 手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

閲覧日  
年 月 日

【本枠内を記入してください。】

注  
申請者は、本館所蔵の文書・記録等の複製を希望する場合は、本館の複製規定を必ずご確認ください。

[印りがた] 氏名		住所(または連絡先)		電話:			
請求記号番号	史料等の表題	所在	点数 (冊)	閲覧 許可	複写の種類 <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	複写 枚数	返却 確認
	複写箇所(ア-Z)					枚	
	複写箇所(ア-Z)					枚	
	複写箇所(ア-Z)					枚	
	複写箇所(ア-Z)					枚	
	複写箇所(ア-Z)					枚	
	複写箇所(ア-Z)					枚	
認 認 欄		平成 年 月 日	複写の種類		枚数	金額(円)	
館長	係長	係	備考		<input type="checkbox"/> カラー・アクリル・⑩		
					<input type="checkbox"/> カラー・③④		
					合 計		

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0263-1 特A4 1斤内

尼崎市立地域研究史料館

特別貸出票

尼崎市立地域研究史料館  
TEL: 06-6482-5246  
FAX: 06-6482-5244

【本枠内を記入してください。】

貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休館日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

申請者 [印りがた] 氏名	連絡先 〒		TEL		
	登録番号	請求記号	タイトル		
貸出日	平成 年 月 日	確認	データ入力	備考	
貸出期限	平成 年 月 日	確認			
返却日	平成 年 月 日	確認			

## 尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

### 1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 尼崎市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

（歴史的価値を有する文書の保存）

第 71 条 第 68 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館（以下「史料館」という。）において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

### 2 歴史的公文書の収集

- (1) 尼崎市文書規程（及び交通局、消防局、教育委員会文書規程）に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。
- (2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。
- (3) 毎年廃棄簿冊（紙文書）のうち約 400 冊、電子文書の廃棄約 1 万件のうち約 400 件を選別・保存している。

### 3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成 25 年度末現在 18,223 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存



#### 4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

#### 5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政資料類の収集・保存方法などについて、庁内各所属との意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

---

平成19年5月23日  
地域研究史料館作成  
(平成20年2月27日改定)

### 歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

#### 1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市交通局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

#### 2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

#### 3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの

- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

#### 4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

#### 5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以上

## 新「尼崎市史」編集事業計画概要

## 1 計画立案の経緯

- (1) 既刊『尼崎市史』は市制 50 周年（昭和 41 年）記念事業として昭和 37 年事業開始、13 巻・別冊 1 を刊行して昭和 63 年に事業終了。その後『尼崎地域史事典』を平成 8 年に刊行した。
- (2) 平成 8 年度の市制 80 周年にあたり、記念振興事業として新「尼崎市史」事業を立案。平成 8・9 年度を計画検討期間として事業計画を策定し、平成 10 年度より本格実施に移っている。

## 2 新「尼崎市史」の編さん理由

- (1) 計画立案検討の平成 8 年度段階で、既刊市史本編刊行（昭和 45 年刊行終了）からすでに 25 年以上経過していたことに鑑み、近隣市動向もにらみながら新市史刊行の検討を行った。
- (2) 政治経済・社会構造中心の既刊『尼崎市史』に対して、より親しみやすく身近な歴史を求める市民からの要望にこたえる新市史を作っていく。
- (3) 社会の急速な変化のなかで失われつつあり、今でなければ記録し得ない地域の生活の歴史を、聞き取りなどを通じて記録化し、後世に伝える。
- (4) 市史の活用を通じて、まちづくりなど時代と地域社会からの要請にこたえる市史作りをめざす。

## 3 新「尼崎市史」の特徴

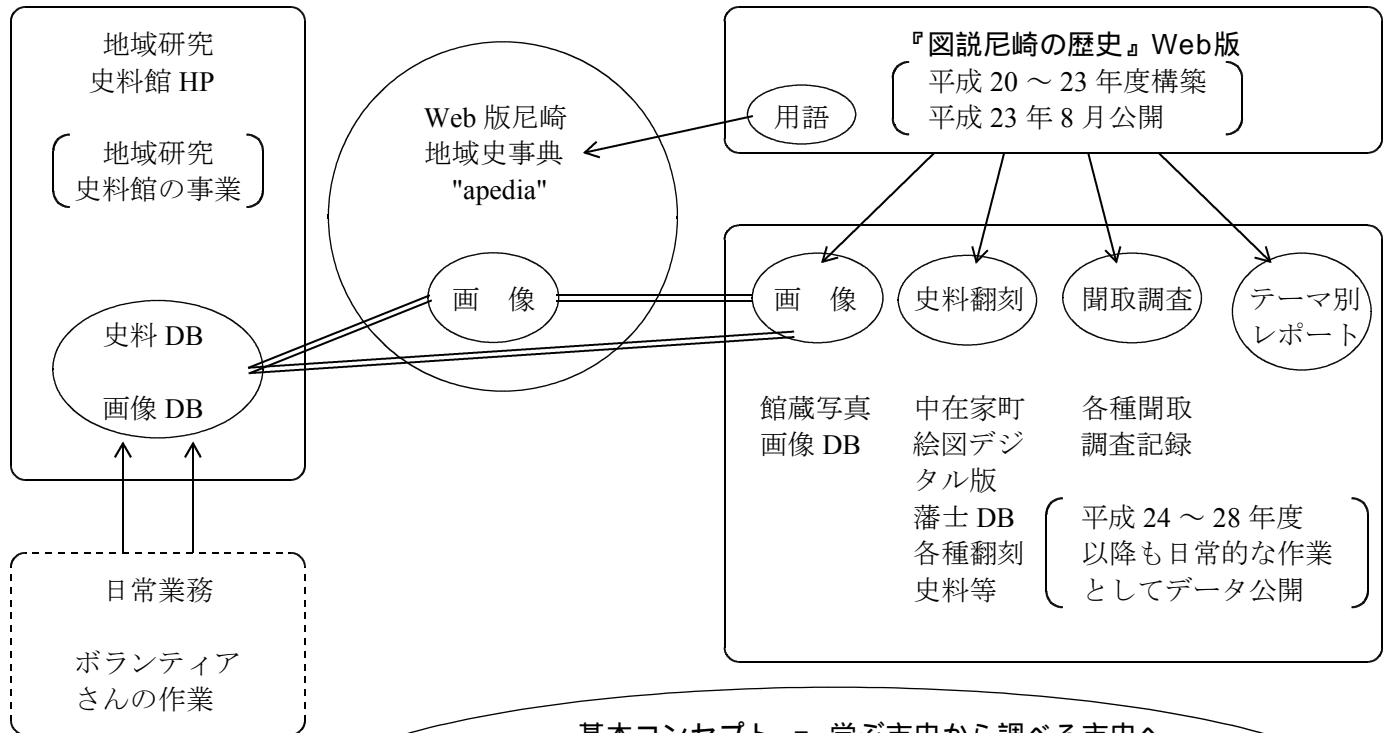
- (1) 生活・文化史を中心に、今でなければ記録し得ない身近で具体的なテーマ・内容を重視する。
- (2) 既刊『尼崎市史』編さんの時代的制約上、やや不十分な部分の残る 15 年戦争期以降（1930 年代以降）の現代の部分について、本格的な調査・編さんを行う。
- (3) 事業手法の点では、市民参加・ネットワーク型を基本とし、文献調査に加えて聞き取り調査やフィールドワークを重視する。
- (4) 調査の過程で収集した史料やデータを蓄積し、データベース編として公開・活用していく。

## 4 年次計画と編別構成

平成 8・9 年度 (市制 80 周年)	事業計画立案策定
平成 18 年度 (市制 90 周年)	『図説尼崎の歴史』刊行 530 頁 図版や写真を豊富に取り入れた通史、原始・古代～現代
平成 19・20 年度	『図説』刊行を踏まえて見直し計画検討・策定 『図説尼崎の歴史』Web 版構築の試行
平成 21～23 年度	『図説尼崎の歴史』Web 版構築・公開
平成 24～28 年度 (市制 100 周年)	仮称『たどる・調べる 尼崎の歴史』編集・刊行 第 1 部グラビア・第 2 部「尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ」・第 3 部「調べる尼崎の歴史」、A4 判上下巻計 550 頁、箱入り 3,000 セット

以上

新「尼崎市史」編集事業計画イメージ図



**基本コンセプト = 学ぶ市史から調べる市史へ**  
 新「尼崎市史」の前半 = 『図説尼崎の歴史』の刊行 = 誰もが親しみやすく尼崎の通史を学べる印刷物の刊行  
 新「尼崎市史」の後半 = 誰もがみずから地域の歴史を調べ、あきらかにしていくための場づくりを刊行物と Web で

**刊 行 物**

仮称『たどる・調べる 尼崎の歴史』	～平成 23 年度準備作業 → 24～27 年度執筆編集 → 28 年度刊行
第Ⅰ部「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」(グラビアページ)	30p
第Ⅱ部「尼崎市クロニクルー 100 年のあゆみ」(図説形式の年表ページ)	120p
第Ⅲ部「調べる尼崎の歴史」	400p
第 1 章「尼崎の地理・地形」、第 2 章「尼崎の古代」、第 3 章「尼崎の中世」 第 4 章「尼崎の近世」、第 5 章「尼崎の近代」、第 6 章「尼崎の現代」 各章「入門編」「史料編」「実践編」の 3 節構成	
○「入門編」 その時代・分野について既刊市史等があきらかにしたこと、到達点	
○「史料編」 代表的史料等の紹介と使い方の紹介・説明 図版等でビジュアルに、レファレンスケースから使い方例示、	
○「実践編」 各時代・分野のトピック 既刊市史・新市史で取り上げていないテーマ、新たな視角のテーマ 調査プロジェクトや研究・活用事例 等々	
〔体裁等〕 A 4 判、フルカラー (図説形式を基本とする)、上下巻計 550 ページ 箱入り、3,000 セット発行	

## 地域研究史料館刊行物販売一覧

『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	3,000円
『尼崎の地名』	2,000円

### 史料館紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読（3冊）	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読（2冊）	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
『地域史研究』 売り切れ号	第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号 第112号	

### 『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世（上）	4,000円
第6巻		近世（下）	4,000円
第7巻		近代（上）	4,000円
第8巻		近代（下）	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代（史料）		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図）			160円

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することもできます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

## 地域研究史料館へのアクセス

### ■所在地・連絡方法

〒 660-0881 尼崎市昭和通 2-7-16 尼崎市総合文化センター 7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244（火曜・祝日休館）

e-mail [ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp)

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

市バス・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス「尼崎文化センター前」下車すぐ



### ■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。